

## **[事案 30-283] 契約解除無効請求**

・令和元年7月3日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人から告知は必要ないと言われたこと等を理由として、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

白内障により手術を受けたので、平成30年5月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、手術給付金および先進医療給付金は支払われたものの、甲状腺機能低下症について告知義務違反があったことを理由として、契約が解除された。しかし、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消してほしい。

- (1)告知に際し、募集人に、別の病気のほか、甲状腺等により通院や服薬をしていることを伝えたところ、別の病気のみ告知すれば大丈夫と言われたので、告知しなかった。
- (2)募集人は、給付金請求後のLINEで、被保険者から告知に際して甲状腺の病歴を聞いていたことを認めている。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、被保険者から、甲状腺関係の数値が子どもの頃に低かったが、現在服薬していないと聞いただけであり、告知に際し、別の病気のみ告知すれば大丈夫と言ったことはない。
- (2)LINEについて、募集人は、被保険者が特別条件承諾の手続きをしたことを覚えていたので、特別条件の原因となった病名を思い出さないまま、安易に、聞いたと思う旨を返答したもので、実際には甲状腺の病歴について聞いていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および被保険者、募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が別の病気のみ告知すれば大丈夫といった不適切な言動をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。